

令和7年度磐田市 LED 照明器具買替促進事業業務委託仕様書

1 事業等の名称

事業名：磐田市 LED 照明器具買替促進事業

通称名：いわた LED 照明買替キャンペーン

補助金名称：磐田市 LED 照明器具買替促進事業費補助金

2 業務の目的

エネルギー価格や物価の高騰に伴う市民生活の負担軽減を図るとともに、既存の家庭用照明器具からエネルギー消費性能に優れた LED 照明器具の買替を促進することで、家庭から排出する二酸化炭素の削減による脱炭素の取組みについて市民に啓発するため、磐田市 LED 照明器具買替促進事業費補助金の交付にかかる本キャンペーンの業務を委託する。

3 業務委託期間

契約締結の翌日から令和8年1月30日（金）まで

4 事業概要

磐田市に住所を有する者が、購入期間に旧照明器具から LED 照明器具に買い替え、申請期間に申請をしたとき、1世帯につき1回限りその購入費用に対し補助金を交付する。（磐田市 LED 照明器具買替促進事業費補助金交付要綱による）

（1）補助対象者

- ① 申請日時点において、市内に住所を有する者であって、市税を滞納していないもの。
- ② 本人及び同一世帯員が、磐田市 LED 照明器具買替促進事業費補助金の交付決定を受けていないこと。
- ③ 国、地方公共団体等の公的機関から同種の補助金等の交付を受けていないこと

（2）購入期間

令和7年4月1日（火）～令和8年1月9日（金）

（3）補助対象となる LED 照明器具

- ① 目標年度 2020 年度の省エネ基準達成率が 100 パーセント以上であるもの。
- ② 旧照明器具から買い替えたものであること。
- ③ 申請者が自ら居住する建物に設置する目的で購入したものであること。

- ④ 屋内に固定して使用するものであること。
- ⑤ 新品であり、リース及びレンタルではないこと。
- ⑥ LED照明器具の製造事業者による製品保証があること。
- ⑦ 購入期間に、市内の店舗において購入したものであること。

(4) 補助額

補助対象経費（購入金額）	補助額
合計 1 万円以上～2 万円未満	5 千円
合計 2 万円以上～4 万円未満	1 万円
合計 4 万円以上	2 万円

※以下のものは補助対象経費から除く

- ・消費税及び地方消費税額
- ・付属品で別売となるものの代金
- ・延長保証料、配送料及び設置工事費
- ・ポイントの使用又は割引によって減額された金額

(5) 補助予算額

3,000 万円（予算額に達し次第受付終了）

(6) 想定申請件数

2,600 件

(7) 申請期間

令和 7 年 9 月 1 日（月）～令和 8 年 1 月 9 日（金）

(8) 申請の方法

① 郵送申請

申請者が申請書類を送付することで申請する。

② 電子申請

市ホームページから電子申請フォーム「いわた LED 照明買替キャンペーン申請フォーム」（以下「電子申請フォーム」という。）に申請者が自ら入力及び資料を添付し申請する。

(9) 申請書類

- ① LED 照明器具買替促進事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）
- ② LED 照明器具の買替に関する資料（様式第 1 号別紙）

- ③ 申請者による LED 照明器具の購入を証する書類の写し（レシート、領収書等）
- ④ 製造事業者が発行した保証書の写しであって、型番の記載があるもの
- ⑤ LED 照明器具を設置した後の写真
- ⑥ 申請者の本人確認書類（運転免許証またはマイナンバーカードの表面の写し等）
- ⑦ 申請者の口座確認書類（通帳の写し等）

5 委託業務の内容

（１）業務の管理及び実施体制の構築

- ① 受託者は、本業務を統括するため本契約の締結後速やかに「いわた LED 照明買替キャンペーン事務局」（以下「事務局」という。）を設置すること。
- ② 受託者は、適正かつ確実な業務遂行のため、業務全体を統括する業務責任者を選任し、磐田市と常に連絡を取れる体制を構築すること。
- ③ 受託者は、申請期間中の受付時間内には常時 1 人以上の人員を配置し、事務局及びコールセンター業務に当たり、申請状況に応じた体制を構築すること。
- ④ 受託者は、本業務の遂行に当たり個人情報保護法及び関係法令を遵守し、個人情報に関するセキュリティ対策を万全に講じること。
 なお、市と個人情報に関するデータの受け渡しを行う際は、「静岡県セキュアファイル交換サービス」の使用を原則とする。
- ⑤ 受託者は、本仕様書の定めのないことについて必要に応じて市と協議を行うこと。
- ⑥ 特段の定めがない限り、事務局設置・運営に係る費用は受託者の負担とし、各業務の費用配分を適切に行うこと。

（２）事務局の業務

① コールセンターの設置・運営業務

事務局はコールセンターを以下のとおり設置し、運営する。これにかかる費用は受託者が負担する。

【設置準備】磐田市が作成する広報紙に情報を掲載するため、コールセンターで使用する電話番号及び申請書類の郵送先住所を令和 7 年 7 月 31 日（木）までに準備し、磐田市に報告するものとする。

【設置期間】令和 7 年 8 月 20 日（水）から令和 8 年 1 月 9 日（金）まで

【受付時間】午前 9 時から午後 6 時まで（土曜・日曜・祝日は除く）

【業務内容】コールセンターの業務は、当事業の申請手続きに関する市民や事業者からの質問に回答し、適切な申請に導くこととする。

【体制】コールセンターには適切な数の電話回線を確保し、業務を円滑に進めるために必要な人員を配置する。また、問い合わせが集中すると

見込まれる期間は必要に応じ体制を強化し、コールセンターの機能が果たされるよう努める。

【報 告】事務局は、コールセンターにおいて受信した質疑及び回答の概要を月ごとにとりまとめ、翌月 10 日までに磐田市に報告するものとする。

【教 育 等】事務局は、コールセンターに携わる者に対し申請方法、交付条件等の周知徹底に努めるものとする。交付要綱にない事例が生じたときは、業務責任者を通じて磐田市と協議し対応すること。

② 申請の受付・確認

事務局は、以下の業務を行う。

【郵送申請】・受託者が指定した箇所へ郵送された申請書類の開封及び整理を行う。

- ・申請書類の内容を磐田市が提供する電子申請フォームに入力する。
- ・書類の不備や交付要件に満たない可能性が有るときは申請者に対して電話連絡や必要に応じて郵送による差し戻しを行う。
- ・確認を終えた書類は申請日ごとにまとめ、磐田市に送付する。

【電子申請】・電子申請フォームの申請データについて添付書類の不備や、交付要件に満たない可能性が有るときは申請者に対して E メールまたは電話により連絡し、添付書類の更正を依頼する。

- ・確認を終えたデータについて、磐田市に電子申請フォームを通じて通知する。

③ 電子申請フォームの利用申請及び操作

本事業の電子申請は、磐田市が「LoGo フォーム (©TRUSTBANK,Inc.)」により作成したフォームを使用するものとする。受託者は、磐田市に対し「外部事業者利用申請」を行い、許可を得て本事業に関する申請情報を閲覧・集計し管理する。LoGo フォームの閲覧にはインターネットを閲覧できる環境が必要であり、そのための機器および通信設備にかかる費用は受託者が負担する。

④ 決定通知の送付

事務局は、磐田市が提供する「決定通知発送リスト」を基に、「LED 照明器具買替促進事業費補助金の交付額決定通知書 (様式第 2 号)」を印刷し、窓あき封筒に封入し申請者に郵送する。窓あき封筒の作成費用は受託者が負担する。

⑤ 不交付決定者への連絡と不交付決定通知の送付

事務局は、磐田市が提供する「不交付決定通知発送リスト」を基に、不交付決定者に対し電話または E メールで不交付理由の説明と不交付決定通知の送付に

ついて伝える。連絡ができた方から「LED 照明器具買替促進補助金の不交付決定通知書（様式第 3 号）」を印刷し、窓あき封筒に封入し申請者に郵送する。窓あき封筒の作成費用は受託者が負担する。

⑥ 統計資料作成、報告

月締めした申請件数や交付金額等のデータを取りまとめ、磐田市が指定する Excel ファイルデータを作成し、令和 8 年 1 月 30 日（金）までに提出する。

6 スケジュール

日付	事業
7 月末まで	・業務打合せ（委託業務の詳細整理） ・契約締結
7 月 31 日	・コールセンター電話番号及び申請書類郵送先住所の報告期限
8 月 4 日	・事務局開設 ・LoGo フォーム外部事業者利用申請
8 月 20 日	・コールセンター開設
9 月 1 日～	・申請受付の開始（申請期間 9 月 1 日～翌年 1 月 9 日） ・業務連絡（随時）
1 月 9 日	・申請受付の終了 ・コールセンター閉鎖
～1 月 30 日	・事務局の閉鎖 ・業務完了報告書の提出

7 業務連絡及び業務打合せ

磐田市及び受託者は、必要に応じ随時、対面またはオンラインによる打ち合わせ、電話・メールによる業務連絡を行う。

8 提出資料

① 事業開始時

受託者は、本委託業務の事業実施にあたり次の資料を提出する。

- ・事務局組織図
- ・個人情報の保護及び管理に関する特記事項に基づく書類
（様式 1 個人情報取扱（変更）届出書）
（様式 1-2 責任者及び作業従事者名簿）
（様式 2 個人情報取扱（変更）届出書に関する承諾書）
- いずれも紙 1 部及び PDF データ

② 事業完了時

受託者は、本委託業務の成果品として完了報告書及び以下を含むデータ（光学ディスク）を提出する。

- ・ コールセンターの設置状況及び対応記録
 - ・ 申請件数統計結果（申請件数、期間中の申請数推移）
- いずれも PDF データ及び Excel データ

9 検査

- （１）受託者は、本業務を完了したときは速やかに磐田市に報告し、完了検査を受けるものとする。
- （２）受託者は、自らの責に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は速やかに訂正または補足その他処置をとるものとする。

10 委託料の支払い

（１）委託料

受託者は、完了検査終了後速やかに業務委託料を請求する。

（２）支払い

委託料は、原則委託契約終了後の一括払いとする。

11 個人情報及び情報資産の取扱い

受託者は JIS Q15001、ISO/IEC 27001、ISO/IEC 27002、またはプライバシーマークのいずれかを取得していること。

また、受託者は本業務を遂行するに当たり、本業務委託の契約書に別記する「個人情報の保護及び管理に関する特記事項」を遵守しなければならない。

12 その他

- （１）本業務の遂行に当たり、磐田市の指示に従い進めること。
- （２）受託者が本業務の実施にあたり作成した成果品の著作権は、磐田市に帰属する。
- （３）本業務の実施にあたり使用する知的財産に関しては、受託者において必ず権利者の承諾を得る等の処理を行うこと。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任において解決（解決に要する一切の費用負担を含む。）すること。
- （４）受託者は、本業務に携わる者の良識にもとる行為を禁じ、事業が目的及び趣旨に反するものにならないようにすること。
- （５）受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとしこれらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契

約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(6) 受託者は、常に磐田市と密接な連携を図り効率的な業務の遂行に努めなければならない。

(7) 本業務における経緯、資料等はすべて明確にしておかなくてはならない。

(8) この仕様書に定めのない事項については、磐田市と受注者が協議して定める。